

## 議事要旨(2)企業結合（ステップ2）の検討について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、本日は、企業結合（ステップ2）として、取得に要した支出の取扱い及び暫定的な会計処理の取扱いについて審議していただきたい旨の説明がなされた。

その後、前田専門研究員より説明資料[審議事項(2)-2]に基づき詳細な説明がなされた。説明に対する委員等からの主な意見等は次のとおりである。

### （取得に要した支出の取扱いについて）

- 現行の日本基準は、対価性の有無により取得原価に含めるか否かが定められ、対価性の有無については企業結合の契約に至ったか否かで整理しているが、契約に至った場合に常に対価性があると言えるかについてももう少し整理が必要であり、仮に対価性があるとしても、資産性の有無について別途検討が必要と考える。また、仮に資産性が認められた場合でも、識別可能資産に配分されなければ、のれんに配分されることになるが、それが超過収益力を表すものであるのかどうか等も検討が必要である。個別財務諸表上の取扱いについても、金融商品会計基準との整合性について整理する必要がある。このような点をもう少し掘り下げていかないと、簡単に結論は出せないと考ええる。
- 取得に要した支出を取得原価に含める現行の取扱いについて、識別可能資産に配分されず、結果としてのれんに含まれることになった場合、投資原価の回収計算を適切に行い得ると言えるのかさらに検討が必要と考える。仮に取得に要した支出に何らかの資産性があるとするれば、どちらかといえば繰延資産（株式交付費）と類似の性格を持つとも考えられるので、その点についても今後検討してはどうか。
- 取得に要した支出、例えば外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬や手数料について取得原価に含める現行の取扱いは、投下資本の回収計算という観点からは理解できるが、その支出を識別可能資産に配分するのは困難であり、結果としてのれんに配分されることになると考えられ、その性格が何なのかという問題がある。また、実務上もどこまでの支出を取得原価の範囲に含めるのかという議論もある。このような点を踏まえると、発生時の費用とするのも一法であると考ええる。
- 取得に要した支出がのれんとして資産計上されると、期末の測定において減損の問題も生じる等の理由から、国際的な会計基準における取扱いが定められたと理解している。また、実務的には、取得に要した支出を資産計上する場合の範囲について判断が難しく、仮に取得原価に含める処理を継続したとしても範囲については別途検討する必要があると考える。個別財務諸表上の取扱いが連結財務諸表上の取扱いと異なることとなった場合、その理由について整理が必要と考える。

- 将来的には国際的な会計基準と同様の取扱いとすることが考えられるが、その場合は会計上の取扱いが変更されることによる影響（例えば、取得に要した支出を発生時に費用処理することが、各社の企業結合の方針・戦略に与える影響等）の有無を確認する必要があると考える。
- 現行の取扱いを見直さない根拠として、他の資産における取扱いとの整合性で説明しているが、M&A でアドバイザーに払う費用は通常は多額に発生する傾向があるので、形式上の整合性のみでなく、金額の多寡についても考慮すべきと考える。仮に現行の取扱いを見直さない場合、取得に要した支出は連結財務諸表においては結果としてのれんに計上されて償却又は減損されるが、個別財務諸表においては子会社株式に計上されるため、相当な期間にわたって費用化されないことは健全な会計処理といえないのではないかと考える。
- 企業結合における取得に要した支出が資産の定義を満たすかどうかは疑問であるが、個別に取得した資産の取扱いについても、課税の問題や分配可能額の算定等も踏まえた検討が必要である。
- 企業においては、事業の取得も個別資産の取得と同様に考えている。近年の M&A 取引は複雑化しており、外部専門家の関与がなければ取引を完結させることは不可能であるというのが実態である。企業結合における取得に要した支出がのれんとして過剰に資産計上されるのは問題であるが、将来の便益の不確実性という点では、開発費を資産計上する方が不確実性は高いと考える。
- 上記の委員の意見に対して、事務局から、取得の付随費用とする日本基準の考え方と、取得日の公正価値で企業結合を表現することを重視した国際的な会計基準の考え方のどちらによって立つかを明確にすることと、基準間の整合性を図ることが重要であり、また、個別財務諸表における取扱いについては、子会社株式を金融商品として取り扱うという会計基準の体系に基づくものであり、取得に要した支出の取扱いを見直すのであれば、子会社株式を金融商品として取り扱うこと自体を見直さない限り解決は難しいのではないかとのコメントがあった。

（暫定的な会計処理の取扱いについて）

- 企業結合会計基準を制定した当時、日本においては遡及修正に係る会計基準がなく、確定した決算に修正内容を反映させることが難しいという事情から、翌期の特別損益として計上することにしたという経緯があった。暫定的な会計処理は当該処理を行った時点では最善の見積りであったものを、後で情報が明確になったときに修正されるものと考えられるので、仮に現行の会計処理を変更しない場合は、暫定的な処理の性格に関する議論も必要と考える。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- 暫定的な会計処理の確定による修正は誤謬には該当しないので、過去の財務諸表を訂正するものではないという前提を置く必要がある。その前提で、暫定的な会計処理を確定した段階で見直し、遡及処理するのは、比較情報の有用性を確保するためのものと捉えるのが現行の日本における会計制度との関係から考えられる方向性であると考ええる。また、暫定的な会計処理が確定した段階でどのような差異が生じたのかという点についても、十分な開示上の手当てが必要と考える。
- 暫定的な会計処理の修正は比較的頻繁に発生するものであり、臨時性のある通常の特別損益とは性質の異なるものであるため、遡及処理の方が妥当であると考ええる。
- 暫定的な会計処理が確定した時点の財務諸表に反映させる現行の取扱いも合理性があると考えており、遡及処理のみが唯一の選択肢ではないと考える。

以 上